

最高裁判所 (第二小法廷) 平成●●年 (〇〇) 第●●号 法人税更正処分取消等請求上告受理事件

国側当事者・国

平成28年12月21日不受理・確定

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成27年11月26日判決、本資料265号-178・順号12761)

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成27年4月24日判決、本資料265号-74・順号12657)

決 定

申立人	株式会社B
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	谷原 誠 ほか
相手方	国
同代表者法務大臣	金田 勝年
同指定代理人	久田 訓寛

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成28年12月21日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 鬼丸 かおる

裁判官 山本 庸幸

裁判官 菅野 博之